

栃木県農地中間管理機構関連農地整備事業実施手続き要領

平成 31(2019)年 1 月 16 日制定 (農整第 649 号)

令和 3 (2021)年 3 月 15 日改正 (農整第 1066 号)

令和 8 (2026)年 3 月 17 日改正 (農整第 947 号)

第 1 目的

この要領は、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「事業」という。）の実施手続きについて、関係市町との役割を明確にし、円滑に採択申請等を進めるため農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び事業実施要領（以下「実施要領」という。）の他、必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象事業

この要領の対象とする事業の内容は実施要綱第 2 の 1 「農地整備事業」とする。

第 3 計画の作成等

- 1 事業を実施する地区の市町は、県が集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）の作成に必要な担い手、農地の利用集積計画及び作付計画等の情報を、集積・集団化等促進計画（別紙様式 4）（以下、「促進計画」という。）により採択を希望する年度の前々年度の 3 月末までに別紙 1 の添付資料を添えて所管の農業振興事務所へ提出するものとする。
- 2 市町は農地中間管理機構と連携し、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、関係者の合意に基づき促進計画を作成するものとする。
- 3 農業振興事務所は市町から提出された促進計画を基に整備計画を作成する。整備計画の策定にあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき県が作成する「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」並びに農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び市町が作成する基本構想を踏まえることとする。

第 4 事業の申請等

- 1 事業の実施を申請する者（以下「申請者」という。）は、「採択申請要望書」（別記様式 1、別記様式 3）に別紙 1 の添付資料を添えて、所管の市町長及び農業振興事務所長を経由して、採択を希望する年度の前年度の 11 月 10 日までに知事へ提出するものとする。
- 2 市町長は、申請者から「採択申請要望書」の提出があったときは、「事業の採択申請について」（別記様式 2）を添えて、所管の農業振興事務所長を経由して知事へ提出するものとする。
- 3 知事は国から事業採択通知書が交付された時は、所管の農業振興事務所長を経由して市町長及び申請者へその旨を通知するものとする。

第5 計画の変更等

市町は、次に掲げる変更があった場合には、その内容を踏まえて促進計画の変更を行うとともに、別に定めるところに準じて知事に提出するものとする。

- (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む）
 - ア 担い手の追加
 - イ 担い手の交代
 - ウ 担い手の除外
- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、農用地の集団化計画、経営体育成計画及び収益性向上計画の内容に変更生じた場合

第6 事業の達成状況の報告

- 1 市町又は土地改良区等は、事業の進捗及び達成状況について、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、翌年度の9月10日までに所管する農業振興事務所を經由して知事に達成状況報告書（別記様式5）を提出するものとする。
- 2 県は、事業の進捗及び達成状況が十分でないとき、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

附則

この要領は、平成31(2019)年1月16日から施行する

附則

この要領は、令和3(2021)年3月15日から施行する

附則

この要領は、令和8(2026)年3月17日から施行する

別紙 1

対象事業	提出資料	添付資料
<p>1 農地整備事業</p> <p>(1) 計画の策定等</p> <p>※事業着手前々年度の3月末日までに農業振興事務所へ提出</p>	<p>◆集積・集団化等促進計画(別記様式4)</p> <p>※国要領(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領)別記様式第1号にある集積・集団化等促進基盤整備計画書に沿って作成すること</p>	<p>◆別記様式4に係る添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積・集団化等促進計画に係る意見について(任意様式)
<p>(2) 事業の申請等</p> <p>※事業着手前年度の11月10日までに知事へ提出</p>	<p>◆申請人からの採択申請要望書(別記様式1)</p> <p>◆市町長からの事業採択の申請について(別記様式2)</p> <p>◆地元推進委員会等からの採択申請要望書(別記様式3)</p>	<p>◆別記様式1に係る添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画概要書 <p>◆その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値農業振興計画【該当地区】 ・費用負担者の同意書(任意様式)【該当地区】 ・施設管理者の同意書(任意様式)【該当地区】
<p>(3) 事業の達成状況の報告</p> <p>※事業完了年度の翌年度の9月10日までに知事へ提出</p>	<p>◆達成状況報告書(別記様式5)</p> <p>※国要領(農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領)別記様式第5号にある達成状況報告に沿って作成すること</p>	<p>◆別記様式5に係る添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付状況図(任意様式) ・米の生産コスト【参考様式3】

(別記様式1)

令和〇(〇〇)年 11月 日

栃木県知事 福 田 富 一 様

〇〇地区
申請人代表 〇〇 〇〇

令和〇〇年度農地中間管理機構関連農地整備事業採択申請要望書

農地中間管理機構関連農地整備事業〇〇地区について、実施したいので採択申請されたく、
下記書類を添えて要望します。

地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
〇〇〇〇	〇〇市	〇〇. 〇 h a	〇〇〇 百万円	

記

1. 添付書類

〇事業計画概要書

(別記様式2)

〇〇第〇〇号
令和〇〇(〇〇〇〇)年11月〇〇日

栃木県知事 福田 富一様

〇〇市町長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度農地中間管理機構関連農地整備事業の採択申請について

このことについて、農地中間管理機構関連農地整備事業〇〇地区の関係受益者から事業実施の要望があり、農地中間管理機構関連農地整備事業要綱要領の採択要件を満たすことが確実と見込まれるため、当市(町)としても特段の支援指導をいたしますので、事業採択申請についてよろしく申し上げます。

(別記様式3)

令和〇〇(〇〇〇〇)年11月〇〇日

栃木県知事 福田 富一様

〇〇地区推進委員会
委員長 〇〇 〇〇

(定款変更により既に土地改良区内の地区は、土地改良区理事長名)

令和〇〇年度農地中間管理機構関連農地整備事業採択申請要望書

このことについて、農地中間管理機構関連農地整備事業〇〇地区について、下記のとおり実施したいので採択されたく、要望します。

記

地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
〇〇〇〇	〇〇市	〇〇. 〇 h a	〇〇〇 百万円	

事業実施主体名	地区
作 成 年 月	年 月

集積・集団化等促進計画

○ ○ 地 区

年 月 日

○ ○ ○ (事業実施主体名)

次ページ以降については、国要領（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領）別記様式第1号にある集積・集団化等促進基盤整備計画書に沿って作成すること

(別記様式5)

番 号
年 月 日

栃木県知事 ○○○○ 様

市町長又は土地改良区等理事長名

○○年度達成状況報告

栃木県農地中間管理機構関連農地整備事業実施手続き要領第6の1の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 農用地集積状況
2. 農用地集団化状況
3. 収益性状況
4. 作付状況

- ※ 1. 農用地集積状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。
- ※ 2. 農用地集団化状況は完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
- ※ 3. 収益性状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。
- ※ 4. 作付状況は、農業生産基盤整備事業等が完了した年度の翌年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。
- ※ ただし、2及び3においては、完了年度の状況により目標達成が困難と認められる場合は、完了年度から目標年度までの毎年度報告すること。

次ページ以降については、国要領（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領）別記様式第5号にある達成状況報告に沿って作成すること

(参考様式1)

(栃木県農地中間管理機構関連農地整備事業実施手続き要領の第3によるもので、様式は任意とするが参考様式を示す)

「集積・集団化等促進計画」に対する意見の記載例

〇〇第〇〇号

令和〇〇(〇〇〇〇)年〇〇月〇〇日

〇〇市町長 様

市町村農業委員会等関係機関団体の長 〇〇〇〇

農地中間管理機構関連農地整備事業〇〇〇地区の集積・集団化等促進計画に係る
意見について

農地中間管理機構関連農地整備事業〇〇〇地区の集積・集団化等促進計画における農用地流動化計画、農用地の集団化計画及び経営体育成計画等の実現性について確認した結果、妥当と判断されます。

(参考様式2)

県営〇〇事業の施行に関する協定書

土地改良法（昭和24年法律第195号）によらない〇〇事業（以下「当該事業」という。）の施行について、栃木県（以下「甲」という。）、〇〇市（〇〇町）（以下「乙」という。）及び申請人代表〇〇〇（〇〇土地改良区）（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(事業)

第1条 当該事業の内容は、甲が別に定める。

(申請)

第2条 丙は、甲が定めるところにより、当該事業を甲が行うべきことを、甲に申請することができる。

- 2 丙は、前項の申請をするには、あらかじめ、乙と協議し、その同意を得、かつ、当該事業の施行に係る施設を管理する者が他にあるときは、その者の同意をも得なければならない。
- 3 丙は、第1項の申請をするには、甲の定めるところにより、必要な書類を甲に提出しなければならない。

(事業費の負担)

第3条 当該事業に要する経費（以下「事業費」という。）のうち、乙は〇%を負担し、丙は〇%を負担するものとする。

- 2 前項において、乙及び丙の負担する金額は、当該事業実施期間中の各年度の事業費に前項の割合を乗じて算出した金額とする。このとき、この金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- 3 乙及び丙は、前項の金額を甲に支払うこととし、その支払方法については、甲の指示に従うものとする。
- 4 丙は、丙の負担する第2項の金額の一部を負担すべき者が他にあるときは、丙がその者の同意を得て、その者から、丙の負担する同項の金額の一部を徴収することができる。
この場合において、徴収した金額の合計が、丙の負担する同項の金額に満たないときは、丙は、丙の負担する同項の金額に不足する金額を自ら負担しなければならない。

(事業の施行)

第4条 乙及び丙は、当該事業の施行について、甲に協力するものとする。

(造成した施設の管理)

第5条 乙（丙）は、当該事業で造成した施設について管理するものとする。ただし、甲自らが施設を管理し、又は甲が乙（丙）以外の者をその管理者として指定した場合には、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの場合、甲は、乙及び丙に通知するものとする。
- 3 管理については次表のとおりとする。

区分	単位	管理者	備考
工作物			
用水路	1式	〇〇土地改良区	
排水路	1式	〇〇土地改良区	
道路	1式	〇〇市	
揚水機場	1式	〇〇土地改良区	
その他物件	1式	〇〇土地改良区	

協定者が申請人代表の場合は追記

①土地改良区に編入する場合

「4 丙は事前に〇〇土地改良区と協議し、管理について了解を得ておくものとする。

②土地改良区を設立する場合

「4 〇〇土地改良区は丙が設立代表人となって設立する。

(財産の譲渡)

第6条 甲は、当該事業で取得又は生じた土地改良財産を乙（又は丙）に譲渡するものとする。

なお、換地計画が伴う県営土地改良事業の場合、換地に係る土地等の財産については、乙（又は丙）に帰属又は乙（又は丙）が取得する。

2 譲与する財産は次表のとおりとする。

区分	単位	所有者	備考
土地			
用悪水路	1式	〇〇市	
公衆用道路	1式	〇〇市	
雑種地	1式	〇〇土地改良区	機場用地
工作物			
用水路	1式	〇〇土地改良区	
排水路	1式	〇〇土地改良区	
道路	1式	〇〇市	
揚水機場	1式	〇〇土地改良区	
その他物件	1式	〇〇土地改良区	

3 譲与又は帰属等を行う財産の数量等については、別途協議するものとする。

(協定の解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの協定を解除することができる。

(1) 甲が、当該事業を施行しない決定をしたとき。

(2) 乙又は丙が、この協定を履行することができないと甲が認めたとき。

(疑義等の決定)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事 福田 富一

乙

丙

①資本利子・地代全額算入生産費＝「全算入生産費」 ①＝②＋③＋④		「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの	0
②支払い利子・地代算入生産費 ②＝⑤＋⑥＋⑦		「生産費(副産物価額差引)」に支払利子及び支払地代を加えたもの	0
⑤生産費(副産物価額差引) ⑤＝⑧＋⑨		作物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの	0
⑧費用合計 ⑧＝⑩＋⑪		作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計	0
⑩物財費		作物を生産するために消費した流動財費と固定財の減価償却費の合計	0
種苗費		購入(運賃、手数料、手間賃など購入附帯費を含む。以下、各資材についても同じ。)及び自給の種子、苗の消費額	
肥料費		次のような購入及び自給肥料の消費額 化学肥料(硫酸、尿素、過りん酸石灰、化成肥料等)、有機質肥料(たい肥、きゅう肥、緑肥、くん炭肥、肥料を主目的とする稲わら等)	
農業薬剤費		次のような農業薬剤の消費額 殺菌剤、殺虫剤、殺虫殺菌剤、除草剤、その他の農薬薬剤(殺そ剤、植物成長調整剤、展着剤等)	
光熱動力費		次のような光熱動力関係の消費額 重油、軽油、灯油、ガソリン、混合油、モーター油、マシン油、グリス、電気料金、水道料金等	
その他の諸材料費等		次のような諸材料の消費額 苗床材料(稲わら、麦わら、竹くい、落葉等)、被覆用材料(ポリエチレン、ビニール等)、栽培用材料(縄、杭、釘、針金、竹(償却を必要としない支柱類含む。))、その他諸材料(主目的が肥料以外の稲わら、麦わら、青草、干草、落葉等)	
土地改良及び水利費		土地改良区費、水利組合費、貯水溜の改修費及び共同負担費、用水路及び排水路等の整備改修割、水害予防対策割費等の負担額(土地造成分を除く)	
賃借料及び料金		[共同負担金] 薬剤共同散布割金、共同施設の負担金、共同苗代の負担金等 [賃借料] 建物、農機具等の賃借料 [料金] 航空防除賃、賃耕料、田植料金、収穫請負わせ賃、脱穀費、ライスセンター費、カントリーエレベーター費等	
物価税及び効果諸負担	物件税	固定資産税(土地除く)、自動車税、軽自動車税、水利地益税、自動車重量税、自動車取得税、都市計画税(土地を除く)	
	公課諸負担	集落協議会費、農業協同組合費、農事実行組合費、農業共済組合賦課金、自動車損害賠償責任保険	
建物費	建物	住家、納屋、倉庫、作業場、農機具置場等の減価償却費及び修繕費、大工費、左官費、材料費等の修繕費	
	構築物	次のような構築物の減価償却費及び修繕費 土地改良設備費[個人施工のもの(数人の共同施工のものを含む)](用水路、暗渠排水設備、コンクリートけい畔、床締め、客土等) その他の構築物[たい肥盤、温床わく、肥料溜、支柱類(償却を必要とする竹支柱、鉄パイプ支柱、鉄線支柱等)、斜降索道、農用井戸、稲架、作業道等]	
自動車費		自動車類の減価償却費及び修繕費(農用自動車、自動二輪車、貨物自動車等) なお、車検料、任意車両保険費用も含む。	
農機具	大農具	大農具の減価償却費及び修繕費 原動機(モーター、ディーゼルエンジン等)、揚排水機具(ポンプ類等)、耕うん整地用具(トラクター(乗用、歩行用)、ハロー類、プラウ類等)、施肥・は種用機具(水稲用直播機、ライムソー、肥料混合機、田植機等)、防除用機具(噴霧機、ミスト機、スピードスプレーヤー等)、収穫調整用機具(刈取機類、コンバイン、脱穀機、もみすり機、乾燥機類等)	
	小道具	大農具以外の農具類の購入費及び修繕費	
生産管理機器の償却資産		集会出席に要する交通費、技術習得に要する受講料及び参加料、事務用机、消耗品、パソコン、複写機、ファクシミリ、電話代などの生産管理労働に伴う諸材料費、減価償却費	
⑪労働費		作物の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計	0
家族		「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)により産出した賃金単価により評価した家族労働費(ゆい、手間替え受け労働の評価額を含む。)	
雇用		年雇、季節雇、臨時雇、手伝人、共同作業受けの賃金(現物支給を含む) なお、住込みの年雇、共同作業受けの評価は家族労働費に準ずる。	
⑨副産物価額		主産物(生産費集計対象)の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物(副産物)を市価で評価した額	
⑥支払い利子		作物の負担部分の支払利子額	
⑦支払い地代		実際に支払った作物作付地の小作料(物納の場合は時価評価額)、作物に使用された作付地以外の土地(建物敷地、作業場、乾燥場 なお)の賃借料及び小作料	
③自己資本利子		総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて計算した額	
④自作地地代		自作地見積地代(近傍類地(対象作目の作付地と地力等が類似している作付地)の小作料又は賃借料により評価)	